

大和市告示第130号

大和市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年6月14日

大和市長 大 木 哲

大和市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成21年大和市告示第211号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2号中「290,000円」を「308,000円」に改め、同表第3号中「115,200円」を「139,200円」に、「211,000円」を「223,000円」に改め、同表備考第1項中「この所得を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額」を「同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条第4項から第6項までの規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）」に、同表備考第3項の表3の項中「217,000円」を「272,000円」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。